

生活困窮世帯の子どもの健全育成について

経済的な困窮によって、子どもの健全な成長や自立が妨げられることがないよう、本県では、生活困窮世帯の子どもの健全育成に取り組んでいます。

(平成22年度から、生活保護世帯のお子さんと子育てを支援する「子どもの健全育成プログラム策定推進モデル事業」を実施していました。平成27年度からは生活困窮者自立支援法の任意事業として実施しています。)

1 子ども支援員によるアウトリーチ支援

平成22年度から生活保護を所管する郡部保健福祉事務所(センター、支所)6箇所に、生活保護制度と子育てについての専門的知識を持つ子ども支援員を配置。家庭訪問や個別相談など、積極的なアウトリーチによる寄り添い型の支援を実施しています。



子ども支援員活動実績

	R5	R6	R7
家庭訪問	627	831	716
電話相談	1,176	1,043	1,299
関係機関調整	2,298	2,048	1,861
カンファレンス	842	694	678
同行・来所面接他	207	206	126
その他	3,571	3,481	2,890
計	8,721	8,303	7,570



効果(利用者から)
相談しやすくなった

ケースワーカーには言い出しにくい子育て相談も子どもの専門の相談員なので話しやすいとの声をいただいています。

効果(関係機関から)
連携しやすくなった

生活保護世帯の子どもについて窓口がわかりやすくなり、連携がスムーズになったとの意見が寄せられています。

2 子どもの学習支援や居場所づくり

子どもの家庭学習を補完し、個々の力に見合った学習や社会性を育むため、学生ボランティア等のサポートを受け、季節のイベントを中心とした居場所づくりを実施しています。



学習支援及び居場所づくりの実施状況

※R3年度までは4事務所、R4年度から5事務所の総計

	R5	R6	R7
学習支援実施回数	206回	207回	206回
参加実人数	95人	100人	99人
居場所づくりの実施回数	21回	21回	22回
参加実人数	64人	77人	76人

学習の課題全般に対応する総合的支援

日々の学習の習慣付けや授業のフォローアップ、高校進学支援や中退防止支援を展開しています。

教育及び就労(進路選択等)に関する支援を充実
進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供や、多様な進路の選択に向けた助言を実施しています。



生活習慣・育成環境の改善に向けた取り組み

学校・家庭以外の居場所づくりや生活習慣の改善支援、必要に応じて、親への養育支援を通じた家庭全体への支援を展開します。

3 子どもの健全育成プログラムの策定

福祉事務所のケースワーカーが子どもへの支援を行う上で活用するため手順や留意点、関連する情報を集めた支援の手引き書にあたる子どもの健全育成プログラムを作成し、毎年バージョンアップしています（※令和3年度から別冊として事例集を追加しました）。

6つの健全育成プログラム

- I 子どもの育ち支援プログラム
- II 高校進学等支援プログラム
- III 高校生支援プログラム
- IV 中学卒業後の社会生活支援プログラム
- V 関係機関との連携構築支援プログラム
- VI 学習支援等居場所づくり企画支援プログラム



特徴

全年齢を対象に

進学や就職のときだけでなく、0歳の子育て支援から高校卒業後の進路支援まで総合的に支援できるように作成しました。

特徴

関係機関も使えるように

教育・労働・青少年など関係部局とともに作成し、子どもの支援に関する機関が連携して参考にできるようにしました。

特徴

新任でも使えるように

子どもの支援に不慣れな新任ケースワーカーでも活用できる多様な支援ツールを掲載しました。



特徴

プログラム自体を改善しています

平成24年度、このプログラムを試行。毎年、情報を更新し内容の改善をした改訂版を発行しています。

特徴

支援基盤づくりに

関係機関の役割紹介、学習会等の企画ノウハウなどケースワーカーだけでなく組織的な支援基盤づくりのノウハウを盛り込みました。

【子どもの健全育成に関するホームページ】

○生活困窮世帯の子どもの健全育成について

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/p1062265.html>

○高校生のみなさんへ ―高校卒業後の進路と生活保護について―

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r6w/cnt/f152/koukousei1.html>